



## 朝日税理士法人

<http://www.asahitax.or.jp>

### 今月のNEWS(全般)

NEWS1. 育児休業の延長

NEWS2. 書籍の紹介

NEWS3. 特定増改築等住宅借入金等特別控除の対象のバリアフリー工事について

### NEWS1. 育児休業の延長

2017年10月から最長2歳まで育児休業が取得可能に。保育園などに入れない場合2歳まで育児休業が取れるようになります。

変更内容は以下の3点になります。

#### 1. 育児休業期間の延長が可能に

現在の育児休業は、子供が1歳に達する日までとなっています。パパママ育休プラスの制度で1歳2か月まで、1歳に達するときに保育園に入れない場合などは、1歳6ヶ月まで延長が可能ですが、この延長に申請にて最長2歳に達するまで育児休業の延長が可能となります。雇用保険からの育児休業給付金の給付期間も延長されます。

#### 2. 育児休業制度の個別周知の努力義務

女性の育児休業取得率に比べ低迷している男性の取得率の向上が狙いです。(男性の取得率は2.65%)  
従業員またはその配偶者が妊娠出産した場合に、個別で育児休業に関する社内制度を周知することが努力義務化されます。同様、家族介護の場合にも介護休暇に関する社内制度の周知も努力義務となります。

#### 3. 育児目的休暇の新設の努力義務

小学校入学前の子供を育てながら働く従業員が子育てをしやすいように、育児目的で利用可能な休暇を新設する努力義務です。

この新設休暇は有給にする必要は無く、取得がしやすいように制度化することが重要視されています。

詳細は、厚生労働省 育児・介護休業法 <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html>

### NEWS2. (書籍の紹介)

#### 頭の良さはノートで決まる 齊藤 孝

##### 内容紹介

オトナこそノートをとるべき!

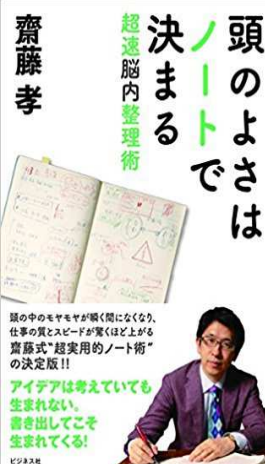
私たち日本人は、小学校で6年、中学高校で6年、大学で4年、というように、長い人で16年も「ノートをとる技術」を磨いているにもかかわらず、社会に出た途端、多くの人がノートから離れてしまう……。これは非常にもったいない!

ノートをとる技術は、むしろビジネスパーソンこそ活かせる! そんなできるビジネスパーソンに欠かせない

頭もココロもスッキリする

「齋藤流オトナのためのノート活用法」を徹底解説!

さらに直筆ノートもカラーで大公開!



### 情報会員募集中

会員申込みをして頂ければ、毎月「朝日だより」・最新セミナーのご案内をお送り致します。

お申し込み・ご質問等は、[info@asahitax.or.jp](mailto:info@asahitax.or.jp) または下記までお問合せ下さい。

名古屋事務所 052-571-5480

西尾事務所 0563-57-7850

Q uestion

私は、現在 妻と子供二人そして妻の祖母の5人で生活しています。  
この度、同居している祖母の入浴介助のため、浴室の床面積を増加させる工事をおこないました。  
この場合の工事費用は、特定増改築等住宅借入金等特別控除の対象となるのでしょうか？

A nswer

一定の証明がされた高齢者等居住改修工事等(バリアフリー改修工事)は、特定増改築等住宅借入金等特別控除の対象となります。



【解説】

家屋についておこなう高齢者が自立した日常生活を営むのに必要な構造及びその設備の基準に適合させるための改修工事(その工事が行われる構造又は設備と一体となって効用を果たす設備の取替え又は取り付けに係る工事を含みます。)で、一定の証明がされたものは、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の対象となるバリアフリー改修工事に該当します。

具体的には、次に掲げるいずれかの工事とされています

1. 介助用の車椅子で容易に移動するために通路又は出入口の幅を拡張する工事
2. 階段の設置(既存の階段の撤去を伴うものに限ります。)又は改良によりその勾配を緩和する工事
3. 浴室を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの
  - ① 入浴又はその介助を容易に行うために浴室の床面積を増加させる工事
  - ② 浴槽をまたぎ高さの低いものに取り替える工事
  - ③ 固定式の移動台、踏み台その他の高齢者等の浴槽の出入りを容易にする設備を設置する工事
  - ④ 高齢者等の身体の洗浄を容易にする水栓器具を設置し又は同器具に取り替える工事
4. 便所を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの
  - ① 排泄又はその介助を容易に行うために便所の床面積を増加させる工事
  - ② 便器を便座式のものに取り替える工事
  - ③ 便座式の便器の座高を高くする工事
5. 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路に手摺を取り付ける工事
6. 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路の床の段差を解消する工事(勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口にあっては、段差を小さくする工事を含みます。)
7. 出入口の戸を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの
  - ① 開戸を引戸・折戸等に取り替える工事
  - ② 開戸のドアノブをレバーハンドル等に取り替える工事
  - ③ 戸に戸車その他の戸の開閉を容易にする器具を設置する工事
8. 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路の床の材料を滑りにくいものに取り替える工事

「一定の証明」とは、住宅の品質確保の促進に関する法律に規定する登録住宅性能評価機関、建築基準法に規定する指定確認検査機関又は建築士法に基づく建築士事務所に所属する建築士が発行する増改築等工事証明書をいいます(昭和63年建設省告示第1274号(最終改正平成28年国土交通省告示第584号))。

今更な事柄ですが最近寄せられたご質問の多かった事例を題材としました

参考資料等

国税庁HP 質疑応答事例

関係法令

租税特別措置法第41条の3の2第2項、租税特別措置法施工令第26条の4第4項、平成19年国土交通省告示第407号(最終改正平成25年

国土交通省告示第545号)、昭和63年建設省告示第1274号(最終改正平成28年国土交通省告示第584号)

ご質問等は、[info@asahitax.or.jp](mailto:info@asahitax.or.jp) または下記までお問合せ下さい。

朝日税理士法人 名古屋事務所 052-571-5480  
西尾事務所 0563-57-7850